

長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱

平成 25 年長崎県告示第 709 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、長崎県が発注する建設工事の品質の確保と適切な施工を図るため、長崎県建設工事執行規則（昭和 49 年長崎県規則第 30 号）第 9 条第 3 項の規定により長崎県が発注する建設工事の競争入札の際に適用する低入札価格調査制度の取り扱いを定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される契約をいう。
- (2) 対象工事 長崎県が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）のうち、特定調達契約のもの及び国からの受託事業に係る建設工事等であって、競争参加資格委員会が認めるものをいう。
- (3) 関係部 内部組織の設置に関する条例（昭和 28 年長崎県条例第 1 号）に規定する部のうち、総務部、環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。
- (4) 関係部等 関係部及び教育庁並びに警察本部をいう。
- (5) 事務所 関係部等の建設工事に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例（平成 21 年長崎県条例第 11 号）に規定する振興局又は長崎県組織規則（昭和 46 年長崎県規則第 35 号）第 26 条の表の環境部の項、水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関で建設工事に係る入札事務を執行する事務所等をいう。
- (6) 競争参加資格委員会 関係部等及び事務所において、別に定めるところにより設置した、建設工事に係る競争入札の参加資格の審査に係る委員会をいう。

(低入札調査基準価格の設定)

第 3 条 低入札調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）は、予定価格の算定の基礎となった次の各号に掲げる金額の合計額（千円未満の金額は切り捨てる。）とする。

- (1) 直接工事費の金額に 10 分の 9.5 を乗じて得た金額
 - (2) 共通仮設費の金額に 10 分の 9 を乗じて得た金額
 - (3) 現場管理費の金額に 10 分の 8 を乗じて得た金額
 - (4) 一般管理費等の金額に 10 分の 5.5 を乗じて得た金額
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により得た金額が、予定価格の 10 分の 9 を超える場合は予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た金額を、予定価格の 10 分の 7 に満たない場合は予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た金額を低入札調査基準価格とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定より低入札調査基準価格の算出が困難な特殊工事については、契約担任者が予定価格の 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲内で定める金額を低入札調査基準価格とすることができる。
- 4 低入札調査基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(低入札調査対象者)

第 4 条 前条の低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、低入札調査対象者とする。ただし、別に定める低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査要領（以下「要領」という。）の特別重点調査対象者となった者については、当該要領に基づく調査を実施するものとする。

2 事務所の長は、前項の低入札調査対象者で契約を締結しようとする者に対して、次の各号に掲げる条件を履行することを求めるものとする。

- (1) 請負代金額の 10 分の 3 以上の契約保証金を納付すること。
- (2) 配置予定技術者とは別に配置予定技術者と同一の資格（同種工事の経験を除く。）を有する技術者 1 名を専任で配置すること（低入札調査対象者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員に対してのみ求めるものとする。）。なお、当該者は施工中、配置予定技術者を補助し、建設業法第 26 条の 3 に規定する職務と同様の職務を行うものとする。
- (3) 前払金の金額を請負代金額の 2 割以内とすること。

(調査資料の提出)

第 5 条 事務所の長は、前条の低入札調査対象者がある場合には、入札を一時保留し、低入札調査対象者の全員から別に定める資料（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

2 低入札調査対象者は、前項の規定により資料等の提出を求める旨の通知を発送した日の翌日から起算して 7 日以内（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第 43 号）第 1 条に規定する休日を除く。）に前項に規定する資料等を提出しなければならない。

3 資料等については、提出期限後における差替え及び再提出は認めないものとする。ただし、資料等及び

聴き取りの内容により、事務所の長が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な書類を提出すべきことなどの教示を行った場合は、この限りでない。

(調査の実施)

第6条 事務所の長は、低入札調査対象者が行った入札価格によって、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次に掲げる内容により調査を行い、その結果を事務所の競争参加資格委員会の審査に付するものとする。この場合において、事務所の長は、関係部等の競争参加資格委員会に意見を求めることができる。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札金額の積算内訳
- (3) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事に関する手持ち工事の状況
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (6) 手持ち資材の状況
- (7) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (8) 手持ち機械数の状況
- (9) 労務者の具体的供給見通し
- (10) 過去に施工した公共工事名、発注者及び工事成績
- (11) 経営状況
- (12) 信用状況
- (13) その他必要な事項

2 事務所の長は、必要に応じて聴き取りにより調査を実施することができる。この場合において、低入札調査対象者は、調査に協力しなければならない。

3 低入札調査対象者が、定められた全ての資料等を提出しない場合又は聴き取りに応じない場合は、当該者の入札は無効とする。

(落札候補者の決定)

第7条 事務所の長は、前条の規定に基づき、低入札調査対象者の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、当該者のうち最低の価格で入札した者を落札候補者とし、直ちにその旨を様式第1号により入札者全員に通知するものとする。

2 前条の規定に基づき、低入札調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を失格とする。

(調査結果等の公表)

第8条 入札の結果は、入札結果一覧表を事務所において閲覧に供する方法により、公表するものとする。

2 事務所の長は、落札者の決定後遅滞なく、低入札調査基準価格を記載した入札結果一覧表を作成しなければならない。

3 事務所の長は、第6条の調査を実施したときは、低入札価格調査結果表(様式第2号)を、入札結果一覧表に添付しなければならない。

4 入札結果を公表する期間は、契約を締結した日の翌日から起算して1年間とする。ただし、契約を締結しない場合は、その旨を通知した日の翌日から1年を経過した日までとする。

(監督等)

第9条 この要綱の規定を適用して行う契約の履行に当たっては、その適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 建設業法第24条の7の規定による施工体制台帳を提出させ、及び必要に応じその内容について聴き取りを行うこと。
- (2) 工事の監督及び検査業務を強化すること。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項から第3項までの適用については、当分の間、「予定価格」とあるのは「設計金額(設計書、仕様書等によって算定された当該工事に要する総額をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いたものをいう。)」とする。